

令和8年度教育相談・緊急派遣事業業務委託に係る募集要項

令和8年度教育相談・緊急派遣事業業務委託について、公募型プロポーザル方式により選定するため、次のとおり業務委託する事業者を募集する。

本事業は、子どもの教育上の悩みや問題について、本人や保護者、教員等を対象に、カウンセラーが心理療法（カウンセリング等）を通して、問題の改善・解決に向けた適正な助言を行うものである。

また、重大事態等の緊急事案が発生した場合には、当該学校の児童生徒等の心のケアを図るとともに、教職員に児童生徒及び保護者への支援活動について助言を行い、二次被害の予防や児童生徒等ができるだけ早く、安定して落ち着いた学校生活を送れることを目的とする。

本事業は、教育相談と緊急派遣を一体的に実施する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するため、令和8年度教育相談・緊急派遣事業業務委託に係る提案書を作成し、提出すること。

1 仕様

令和8年度教育相談・緊急派遣事業業務委託仕様書に従って提案すること。

2 資料

- (1) 令和8年度教育相談・緊急派遣事業業務委託仕様書
- (2) 公募型プロポーザル方式参加申請書（様式1）
- (3) 宣誓書（本件公募型プロポーザル方式に参加することができる者であることを宣誓する書面）（様式2）
- (4) 個人情報及びデータ取扱等に係る誓約書（様式3）
- (5) 見積書（様式4）
- (6) 質問票（様式5）
- (7) 特別徴収義務に関する誓約書（様式6-1 様式6-2）

3 応募資格及び条件

(1) 応募資格

本件公募型プロポーザル方式への参加を申請しようとする者は、仕様書に定める業務の業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有する者及び本市の教育相談や児童生徒・保護者・教員等の状況に合わせて柔軟に対応できる者とする。

また、次の要件をすべて満たさなければ応募することはできない。

ア 対象業務において、本市の入札有資格者名簿に登載されていること。または、名簿に登載されていない事業者については、次の書類を整えることができれば参加可能であること。

i 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類）
ii 納税証明書（国税及び地方税） iii 特別徴収義務に関する誓約書（様式6-1 様式6-2）
iv 業務に必要な許可等

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）等167条の4の規定（一般競争入札の参加資格を有しないもの）に該当しないもの。

ウ 公募参加申請の日から契約日までのいずれの日においても、会社更生法に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- エ 尼崎市指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- オ 国税・地方税を完納している者。
- カ 自己又は自社の役員等が、次の事項のいずれかに該当する者、及び次の事項のいずれかに掲げる者がその経営に実質的に関与している者は該当しない。
- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする団体
 - ② 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的とする団体
 - ③ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう）の候補者（当該候補者になろうとするものを含む）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
 - ④ 暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年条例第13号）第2条第4号に規定する暴力団をいう）又は暴力団員（尼崎市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団員をいう）若しくは暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例第2条第7号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者をいう）
 - ⑤ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統率の下にある団体
 - ⑥ 尼崎市長が代表者又はこれに準ずる地位にある者となっている団体
- (2) 応募条件
- 仕様書に記載する事業展開及び人材の管理体制を構築・運用できること。

4 公募型プロポーザル方式の参加申し込み

- (1) 提出書類
- ア 提案書（事業者が作成したもの。なお、資料が過大にならないように留意すること）
 - イ 公募型プロポーザル方式参加申請書（様式1）
 - ウ 宣誓書（様式2）
 - エ 個人情報及びデータ取扱等に係る誓約書（様式3）
 - オ 見積書（様式4）
- なお、アについては10部（正本1部、副本9部）、イ～オの書類については1部提出すること。
- (2) 参加申し込みの受付期間及び送付先
- ア 公募型プロポーザル方式参加申請書（様式1）及び宣誓書（様式2）、個人情報及びデータ取扱等に係る誓約書（様式3）、その他必要書類について
- ① 提出期限
- 令和8年1月23日（金）午後5時まで（必着）
(ただし、持参の場合は日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「日曜日等」という）を除く。)
- 午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）
- ② 提出場所
- 〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番6号（子どもの育ち支援センター「いくしあ」2階）
尼崎市教育委員会事務局 こども教育支援課（担当：富田・上原）
- ③ 提出方法
- 持参又は郵送

イ 提案書及び見積書（様式4）

① 提出期間及び期限

令和8年2月4日（水）午後5時まで（必着）

（ただし、持参の場合は日曜日等を除く。）

午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時までは除く。）

② 提出場所

〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番6号（子どもの育ち支援センター「いくしあ」2階）

尼崎市教育委員会事務局 こども教育支援課（担当：富田・上原）

③ 提出方法

持参又は郵送

（3）期限までに公募型プロポーザル方式の参加申し込みを行わなかった者及び参加資格がないと認められた者は、本件公募型プロポーザル方式に参加することができない。

（4）参加決定通知

通知日時 1月下旬（予定）

5 提案書（任意様式）の作成要領

提案書については、1団体につき1案とする。仕様書に基づき、選定基準を踏まえた上で、本事業を実施するにあたってPRしたいポイントや記載内容の理由、背景など提案趣旨を明確に示すこと（資料が過大にならないように留意すること）。なお、提案書は、団体の概要（名称、代表者名、業務実績等）から記載すること。

提出する書類の規格は、A4版、長辺綴じ、両面印刷とし、10部（正本1部、副本9部）提出すること。

〔提案項目〕

（1）業務理解度

本事業実施に対する基本的な考え方（本事業の目的・業務内容などの理解）について

（2）実施方針

教育相談と緊急派遣のそれぞれに対する実施方針などについて

（3）事業実施体制

専門性を發揮できる組織体制について

（4）個人情報の取り扱い

個人情報保護に関するデータの取り扱いやセキュリティ対策、研修等について

（5）相談支援・対応力

相談者の想定やその支援方法、これまでに実施してきた具体的取組の提示などについて

（6）関係機関との連携

関係機関との連携などについて

（7）経費について

6 見積金額等（様式4）

（1）本件公募型プロポーザル方式における提案上限額は、以下のとおりとする。

教育相談総額：558,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内

緊急派遣単価（1回）：15,500円（消費税及び地方消費税を含む）以内

なお、提案上限額は、予算額と同額とは限らない。

教育相談・緊急派遣事業については、同事業の令和8年度予算が成立した時点で有効となるため、予算不成立の場合は同事業を実施せず、また、これに伴い、プロポーザル参加者において損害が生じた場合、尼崎市ではその損害を一切負担しない。

- (2) 教育相談の総額については、仕様書記載の実施回数を基に算定すること。
- (3) 必要となる見積金額（消費税及び地方消費税を除く）、総額（消費税相当額を含む）を記載すること。ただし、上記提案上限額以下の金額で提示すること。

7 質問票（様式5）の受付及び回答

本事業の内容に関する質疑については、質問票（様式5）に記入して本要項13に記載のメールアドレス宛に電子メールを送信すること。来庁、電話などによる質問は受け付けない。

(1) 提出期間

令和8年1月5日（月）から1月12日（月）午後5時まで

(2) 質問票の回答

質問に対する回答は、質問内容と合わせて、質問者名等を公開せず本市のホームページ（本要項を掲載している画面と同一画面上）にて随時公表する。

※原則、令和8年1月19日（月）までに回答。

(3) 留意事項

ア 選定基準等に関する質問は受付不可。

イ 質問事項の記入の際は、本事業の募集要項や仕様書等の該当箇所が分かるように記載すること。

8 選定方法

令和8年度教育相談・緊急派遣事業業務委託事業者選定会議（以下「選定会議」という。）において、応募書類、プレゼンテーションを通して総合的に審査を行い、最高評価を得た事業者を契約候補者として選定する。

(1) 実施場所及び日時

尼崎市立教育総合センター6階 601

〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番3号

令和8年2月10日（火）午後1時30分から（※予定）

※プレゼンテーションの実施時間等詳細については、1月下旬までに電子メールにて通知する（予定）。

(2) 実施時間

1団体につき45分程度を予定しており、事業者から準備を含めて25分程度の説明を実施後、20分程度の質疑応答を行う予定としている。

(3) プrezentationの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した提案書に基づいて説明を行うこと。ただし、提案書の内容を要約した当日資料については配布を可とするが、必ず10部を提出しなければならない。また、パワーポイントでの説明等でプロジェクターの使用を希望する場合は、必ず提案書提出時に申し出なければならない。

(4) 説明者

プレゼンテーションへの出席人数は3人以内とし、うち1人は、必ず業務責任者、または実施する相談支援にあたる予定の者であること。

(5) 質疑応答

プレゼンテーションにおける質疑に対する応答の内容については、提出書類と同様に公式なものとして取り扱う。

(6) 審査結果

ア 審査結果は、後日、電子メールにて通知し、本市のホームページで公表する。

イ 審査経過については公表しない。また、審査結果についての異議申し立てについては受け付けない。

9 選定基準

選定会議では、次の選定項目を基本に別に定める評点に基づき、公平かつ適正に審査し選定する。

項目		観点
実施方針等に係る項目	業務理解度	業務委託の目的・内容（子どもの教育上の悩みや問題について、本人や保護者、教員等を対象として、心理療法（カウンセリング等）を通じた問題の改善・解決に向けた適正な助言等）について、本市の教育相談・緊急派遣を理解した提案となっているか。
	実施方針	事業の実施方針は、尼崎市子どもの育ち支援条例の基本理念に対する考え方へ沿っているか。また、教育相談と緊急派遣のそれぞれに対する実施方針を適切に立てているか。
実施体制等に係る項目	事業実施体制	専門性を発揮できる有資格者がおり、市と十分に協議を行いながら、業務を円滑かつ確実に遂行することができる体制となっているか。
	個人情報の取り扱い	個人情報保護について、データを適切に取り扱っているか。また、セキュリティ対策や計画的な研修が実施される提案となっているか。
実施内容等に係る項目	相談支援・対応力	相談者の想定ができており、その支援方法が適切か。相談者に寄り添った相談支援の提案がなされているか。 業務上のトラブル等を具体的に想定し、その対応は適切か。また、これまでに実施してきた具体的な取組を提示しながら、緊急事案を含めさまざまなケースに応じて問題の改善・解決に向けた適正な助言等を行える提案となっているか。
	関係機関との連携	関係機関との連携は具体的に想定されているか。 関連する社会資源の活用について、効果的な提案が行われているか。

※選定結果が同点の場合は、総合的に見積金額が最も低くなるものを契約候補者とする。

10 選定審査対象除外（失格）

- 次のいずれかに該当する場合は、選定審査の対象から除外する。
- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかった場合
 - (2) 企画提案書等の提出書類に虚偽の記載があった場合
 - (3) 会社更生法などの手続開始の申立てをするなど契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合
 - (4) 審査の公平性を害する行為を行った場合
 - (5) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為などをしたことが認められた場合

11 契約の締結

- (1) 選定後、契約候補者は教育委員会と契約に必要な事項を協議した後、教育委員会が作成した契約書によって契約を締結する。
- (2) 次に掲げる事態が生じたときは、契約候補者の選定において定めた順位の高かった者の順に協議を行い、契約相手方を決定する。
 - ア 契約候補者が契約の締結を辞退したとき
 - イ 契約締結時までに「3 応募者資格及び条件」を欠いていることが判明したとき
 - ウ 契約締結時までに「10 選定審査対象除外（失格）」の要件に該当していることが判明したとき
 - エ 契約に向けて必要な協議が不調に終わったとき
 - オ その他やむを得ない事情で契約に至らなかった場合
- (3) 契約保証金等、契約にあたっては尼崎市契約規則に基づくこととする。
- (4) 契約にあたっては、改めて見積書の提出を依頼することとするが、契約候補者は提案書に記載している見積金額を基に提出することとする。

12 その他留意事項

- (1) 本市が認めた場合を除き、一度提出した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提案書等提出書類に記載された内容は、契約後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。
- (4) 本件において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限定する。
- (5) 本提案に要する費用は提案者の負担とする。
- (6) 選定された事業者の提案書等は、公開の対象とする。選定されなかった事業者の提案書等は、事業者名をはじめ原則、非公開とする。ただし、本市情報公開条例その他の法令で規定があるときは、当該規定が優先されるものとする。
- (7) 提案書作成時において入手した市独自の情報等は適正に管理し、情報漏洩、不正使用がないこととする。
- (8) 契約候補者として選定された場合においても、本事業に係る令和8年度予算が市議会において可決されなかった場合は契約を行わない。また、令和9年度以降についても同様とする。

13 連絡先及び提出先

尼崎市教育委員会事務局 こども教育支援課 (担当: 富田・上原)

〒661-0974 尼崎市若王寺2丁目18番6号 (子どもの育ち支援センター「いくしあ」2階)

TEL 06-6409-4995

E-mail ama-kodomo-kyoiku@city.amagasaki.hyogo.jp

以上